

お客さまの安心・安全のための保安業務

L Pガス販売事業者は、法律により、お客さまに対して下記に示す①～⑦の保安業務を行う義務が課せられていると共に、それらの保安業務を行うためには、保安機関の認定を受けていないと行うことができません。この為、L Pガス販売事業者は、自ら保安機関として認定を受け、若しくは、他の保安機関へ委託し下記の保安業務を実施しています。

<p>① 供給開始時点検・調査</p> <p>ガス器具も含めたL Pガス設備全体の点検・調査を行います。</p>  <p>供給開始時に行います。</p>	<p>② 容器交換時等供給設備点検</p> <p>容器の転倒防止の確認など、容器周りの点検を行います。</p>  <p>容器の交換時など(または月1回以上)行います。</p>	<p>③ 定期供給設備点検</p> <p>ガス漏れの有無など、調整器からガスメーターの供給設備の点検を行います。</p>  <p>4年以内に1回行います。</p>
<p>④ 定期消費設備調査</p> <p>ガス器具、給排気、ホース、配管などの消費設備の調査を行います。</p>  <p>4年以内に1回行います。</p>	<p>⑤ 周知</p> <p>使用上の注意点や事故を起こさないための情報などを定期的に文書でお知らせします。</p>  <p>年1回(または2年に1回)行います。</p>	<p>⑦ 緊急時連絡と⑧ 緊急時対応</p> <p>ガス漏れなどの時、すみやかに対応します。</p>  <p>緊急時の連絡先は夜間・休日も対応します。 緊急時は30分以内に無料対応します。</p>